



島根県報

令和3年4月23日（金）

第 202 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可（2件）	（農 村 整 備 課）	2
解除予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定	（ ” ）	3
都市計画事業変更の認可	（下 水 道 推 進 課）	3

【公 告】

統合宛名管理システム構築・運用保守業務に係る提案競技の実施	（情 報 政 策 課）	4
基本測量の終了	（技 術 管 理 課）	8
公共測量の終了	（ ” ）	8

【特定調達公告】

島根県総合文書管理システムサービス利用・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（総 務 課）	8
--	---------	---

【人委規則】

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則		9
------------------------------	--	---

告 示

島根県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、江津市土地改良区の定款変更を令和3年4月14日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、雲南市土地改良区の定款変更を令和3年4月16日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第320号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
出雲市斐川町阿宮2268-2
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

島根県告示第321号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
雲南市吉田町吉田字芦谷3962-52、3962-53
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-
-

島根県告示第322号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町小路六郎谷908-1、919から923まで、925、927、928

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小路六郎谷908-1・927（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、928

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 施行者の名称

隠岐の島町

2 都市計画事業の種類及び名称

西郷都市計画下水道事業

西郷公共下水道

3 事業施行期間

平成16年11月26日から令和6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成16年島根県告示第1,155号、平成20年島根県告示第848号、平成23年島根県告示第246号、平成25年島根県告示第99号、平成27年島根県告示第219号、平成29年島根県告示第137号及び平成30年島根県告示第226号の事業地に、隠岐の島町東郷神米及び港町塩口地内を加える。

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

統合宛名管理システム構築・運用保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

統合宛名管理システム構築・運用保守業務

(2) 仕様

統合宛名管理システム構築・運用保守業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間及び納期

ア 統合宛名管理システムの構築業務

契約の日から令和4年3月31日まで

イ 統合宛名管理システムの運用保守業務

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

191,936,580円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。

令和3年度 0円

令和4年度 38,387,316円

令和5年度 38,387,316円

令和6年度 38,387,316円

令和7年度 38,387,316円

令和8年度 38,387,316円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手

続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であつても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の氏名
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (ト) 取引金融機関
- (チ) 決算
- (リ) 利益金の配当の割合
- (ニ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の契約不適合責任
- (ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和3年4月23日（金）から同月30日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課システム最適化グループ

ウ 配布手続

守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けて

いる者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 担当者届 1部
- (8) 提案書提出書 1部
- (9) 提案書 7部
- (10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和3年5月20日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和3年6月1日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム最適化グループ

電話 0852-22-6717 F A X 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和3年4月30日（金）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和3年5月10日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和3年5月24日（月）までに、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 統合宛名管理システム構築・運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリング及びプレゼンテーションを行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) ヒアリング及びプレゼンテーションの日程は、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提出書類の修正を求められた際には応じること。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : A Prefectural Individual Identification Number Management system 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. June 1, 2021
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1, Shimane Prefectural Government, Tonomachi, Matsue-shi, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-6717

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和3年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 2 作業期間
令和3年3月1日から同月31日まで
- 3 作業地域
島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
島根県全域

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 役務の名称及び数量
島根県総合文書管理システムサービス利用・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部総務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機株式会社 代表取締役 北澤 通宏 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
46,923,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月23日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第9号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「視能訓練士」を「視能訓練士
歯科衛生士」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。